

2020年5月17日

学生・教職員のみなさんへ

学生の登校の取扱いについて（基本的な考え方）

広島県における緊急事態宣言解除や、広島県から新たな対処方針が示されたこと等を踏まえ、あらためて、学生の登校の取扱いについて、その基本的な考え方を示します。

感染拡大防止のため、登校が必要なときは下記に従ってください。なお、下記は、広島市安佐南保健センターへ相談の上で示すものですが、今後の状況に応じて見直します。

1 基本的な考え方

- (1) 学生の大学への登校は、必要最小限とし、感染拡大防止に最大限留意する。
- (2) 登校しようとする場合は、事由にかかわらず、事前に登校届を提出する。
- (3) オンライン授業その他の取扱いに当たって、学生の不利にならないよう配慮する。
- (4) 実習・実験等の対面型授業については、6月8日（月）開始を目途に準備を進める（5月末頃に決定予定）。

なお、対面型授業科目についても、可能な限り、オンライン授業として実施する。

2 登校の要件等

- (1) 登校する場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ① 登校する日において、感染が疑われる症状がないこと。
 - ② 登校する日の前日において、感染が疑われる症状が出た日から2週間以上経過していること。
 - ③ 登校する日の前日において、特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）から広島県内へ移動した後2週間以上経過していること。

- (2) 広島県外（特定警戒都道府県以外の県を含む。）に滞在している学生が、居住のため広島県内へ移動する場合の基本的な考え方

次のいずれにも該当すること。

- ① 移動する際、感染が疑われる症状がないこと。
- ② 移動する際は、必ず、マスクを着用するほか、感染させない・感染しない行動をとること。なお、移動は、例えば、家族の車でするなど、できる限り、公共交通機関以外の手段によること。

3 登校の事前届出

登校しようとする場合は、登校事由にかかわらず、登校前日までに、届出フォームを以下のWebサイトから届け出てください。

登校届出フォームのWeb ページ URL

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zXUxeK0Ap0-
hsC_qcNSkmfF9v_kJ7YZHnushJucB1BxUMDZQM004MVJQS1pPQks0WkM3UDM5RTJLTS4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zXUxeK0Ap0-
hsC_qcNSkmfF9v_kJ7YZHnushJucB1BxUMDZQM004MVJQS1pPQks0WkM3UDM5RTJLTS4u)



QRコード：

どちらも Microsoft Office365 のサインインが必要です。サインインを求められたら、hunet アカウント@e.hiroshima-cu.ac.jp をアカウントとし、hunet アカウントのパスワードでサインインしてください。

4 登校する場合等の留意点

(1) 登校する際

- ① 届出済みであっても、感染が疑われる症状がある者は、登校してはならないこと。
- ② 登校時、登校を届出済みであること、および健康観察シート（又はそれに代わるもの）を受付で提示すること。
- ③ マスク着用（必須）のほか、感染させない・感染しない行動をとること。
- ④ 公共交通機関により登校する場合は、マスクを着用し（必須）、会話を避けること。また、登校後、手洗い・アルコール消毒を励行すること。
- ⑤ 食堂・喫茶・売店・画材店は休業しています。

(2) 登校前後

- ① 登校前・帰校後も、3密を避けるなど、感染防止のための行動をすること。
- ② 健康観察を継続すること。